#### ○重度訪問介護の対象拡大について

#### 検討課題

〇現行の重度の肢体不自由者に加え、<u>重度の知的・精神障害者に対象を拡大</u>することから、その具体的な対象範囲や、事業者の指定基準等を検討。



#### 検討状況

#### 対象者要件(案)

〇 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものとする方向で検討。

#### 【区分要件について】

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者、重度の精神障害者であって常時介護を要する者として規定する必要があることから、障害程度区分については、知的・精神障害についても、現行の基準を踏まえて、「区分4以上」の規定を設ける方向で検討。

#### 【区分以外の要件について】

常時介護を要する者として、<u>行動障害を有する者とする方向で検討。</u>(現行の規定を踏まえ、認定調査項目における<u>行動関連項目8点以上の者</u>をベースとして検討)

- O <u>行動障害を有しない者については、常時介護を要する者であって、重度訪問介護のサービスが必要とされる者について、次のような視点からさらに検討。</u>
  - 重度訪問介護ヘルパーに求められる具体的なサービス内容の明確化。
  - ・ 居宅介護や地域定着支援等の障害福祉サービスや訪問看護等、重度訪問介護以外の地域におけるサービスの組み合わせによる支援。

#### 指定基準(案)

- 指定基準については、3障害一元化の流れを踏まえ、区別しないこととする方向で検討。
- 〇 ただし、肢体不自由と知的障害・精神障害の特性が異なることに配慮する必要があることから、「主として肢体不自由者に対応する重度訪問介護」と、「主として知的障害者・精神障害者に対応する重度訪問介護」を標榜できることとする方向で検討。
- 〇 主として肢体不自由者に対応する重度訪問介護の研修は従来通りとするが、主として知的障害者・精神障害者に対応する場合は、専門性を確保するため、<u>知的障害者・精神障害</u>者の特性に関する研修をあらたに設定する方向で検討。

第6回(H25.09.17)

資料 1

# 重度訪問介護の対象拡大について (主な論点)

# I 重度訪問介護の対象拡大の方向性

○ 現行の重度訪問介護は、重度の肢体不自由者を対象としているが、重 度の知的障害者・精神障害者にも拡大する。

# Ⅱ 重度訪問介護の対象者及び支援の内容について

#### 1. 重度訪問介護の対象者及びサービス内容の考え方

常時介護を要する者として、「知的障害又は精神障害により行動障害を有する者」が挙げられるとの意見があったことを踏まえ、まずは、行動障害がある者の支援内容について整理し、その上で、重度訪問介護による支援の位置付けを含めて検討する必要がある。

# 2. 行動障害を有する者に対する支援(案)

#### 〇支援に際して求められること

- ・ 日常生活の活動場面は様々であり、それぞれの場面に応じて行動障害に着 目した支援を行う必要がある。
- ・ サービス等利用計画の作成に当たっては、重度訪問介護、居宅介護、行動 援護等の訪問系サービス、生活介護等の通所系サービス、地域定着支援等の 相談系サービス等、地域における様々なサービスを想定して、サービス等利 用計画を組み立てて行う必要がある。(参考資料1・2)
- ・ 行動障害を有する者に対応する支援体制を構築するためには、行動障害に 専門性を有する行動援護事業者と他のサービス事業者の業務の役割分担を明

確化した上、全体としての連携体制を構築する必要がある。

#### ○今後の対応の方向性

- ・ 様々なサービス事業者が関わる中で、行動障害を有する者の支援に求められることを把握して共有するためにはどのようにするべきか。
  - →① 相談支援事業者が招集するサービス担当者会議等において、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援をすることが重要である。
    - ② 行動障害を有する者の支援に際しては、その中で、行動障害に関する専門家による、問題行動の分析、アセスメント及び環境調整等の情報を共有することが必要である。
    - ③ その上で、相談支援事業者は、サービス等利用計画における支援 方針を定め、関係事業者がサービス提供を行っていくこととしてはど うか。
    - このため、行動障害に専門性を有する行動援護事業者が居宅内において問題行動の分析、アセスメントや環境調整等も行えるようにしてはどうか。

#### ※ 相談支援と行動援護のアセスメントの関係について

相談支援事業者は、行動障害に専門性を有する行動援護事業者のアセスメントを活用(相談支援によるアセスメントの補完的な役割)し、サービス等利用計画を作成することとし、行動援護事業者のアセスメント結果のみに依存してサービス等利用計画が作成されることがないよう、行動障害の特性を踏まえた計画作成に関して質の向上に努めるとともに、行動援護事業者においてもアセスメントの更なる専門性向上に努めるべきであると考えるが、どうか。

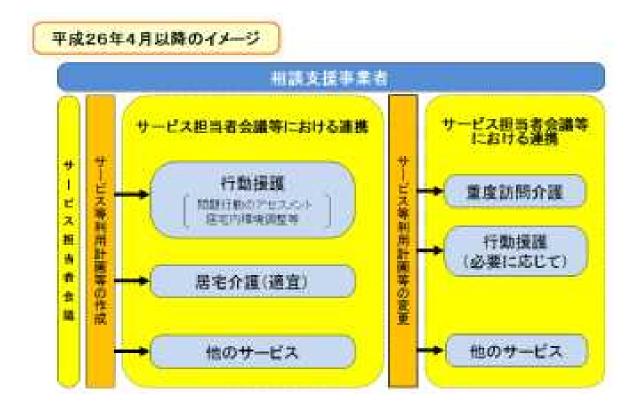
- ・ 行動障害を有する者の状態の変化に対応しながら、地域で継続的な支援を 受けるためには、どのような体制が必要か。
  - →相談支援事業者が行うモニタリングについても、行動援護事業者のアセスメントを活用することとしてはどうか。

#### 〇支援の在り方

- ・ 行動障害を有する者について、専門的なアセスメントや環境調整等が必要 であり、当該利用者に関わるすべての事業者が支援方針や支援方法を共有し ておく必要がある。
- ・ 支援方針が決定し、適切な支援を行うことで、状態が安定してくれば、重 度訪問介護を含めた各事業所において、サービス担当者会議を通じて適切な 支援方法等を共有することができるのではないか。

#### 【平成26年4月以降のイメージ】

・ 相談支援事業者を中心とした連携体制の下、行動援護、居宅介護、他の サービスにより支援しながら支援方法等の共有を進め、状態が落ち着いて くれば、サービス等利用計画の変更を行い、重度訪問介護等に移行する。



#### 3. 行動障害を有しない者に対する支援について

・ 行動障害を有しない者に対する支援の在り方について、どのように考えるか。その際、現行でも本来は利用可能な居宅介護等の利用方法も参考にする必要があるのではないか。

(重度訪問介護が必要な具体的事例及びその際の具体的なサービス内容についてどのようなものがあるか明確化する必要があるのではないか。)

・ 精神障害者については、診療所中心のACTやアウトリーチ等による身 近な生活の場の支援チームによる支援が有効との意見があり、今後、医療 と福祉の連携による地域における支援について検討が必要。

#### 4. 具体的な対象者要件及びサービス内容(案)

#### 対象者要件(案)

○ 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常 時介護を要するものとしてはどうか。

#### 【区分要件について】

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者、重度の精神障害者であって常時介護を要する者として規定する必要があることから、障害程度区分については、知的・精神障害についても、現行の基準を踏まえて、「区分4以上」の規定を設けてはどうか。

#### 【区分以外の要件について】

常時介護を要する者として、<u>行動障害を有する者としてはどうか。</u>(現行の規定を踏まえ、認定調査項目における<u>行動関連項目8点以上の者</u>をベースとして検討)

#### 【行動障害を有しない者について】

行動障害を有しない者については、常時介護を要する者であって、重度訪問介護のサービスが必要とされる者について、次のような視点から検討。

- 重度訪問介護ヘルパーに求められる具体的なサービス内容。
- ・ 居宅介護や地域定着支援等の障害福祉サービスや訪問看護等、重度訪問 介護以外の地域におけるサービスの組み合わせによる支援

# Ⅲ サービス提供事業者の基準について

# 1. 見直し後の指定基準について(案)

- 指定基準については、3 障害一元化の流れを踏まえ、区別しないこととしてはどうか。
- ただし、肢体不自由と知的障害・精神障害の特性が異なることに配慮する 必要があることから、「主として肢体不自由者に対応する重度訪問介護」と、 「主として知的障害者・精神障害者に対応する重度訪問介護」を標榜できる こととしてはどうか。
- 人員配置基準については現行の要件と同様としてはどうか。

#### 2. 見直し後の研修について(案)

- 主として肢体不自由者に対応する重度訪問介護の研修は従来通りとするが、 主として知的障害者・精神障害者に対応する場合は、専門性を確保するため、 知的障害者・精神障害者の特性に関する研修をあらたに設定する。
- 研修内容については、強度行動障害支援者養成研修と同等の内容としては どうか。
- どちらかの研修を受講していれば基準を満たすこととなるが、それぞれの 障害特性に応じた研修を受講しておくことが望ましい。
- ※ 現行の行動援護従業者養成研修と強度行動障害支援者養成研修の関係について、整理が必要。



障害者の地域生活の推進に関する検討会	
--------------------	--

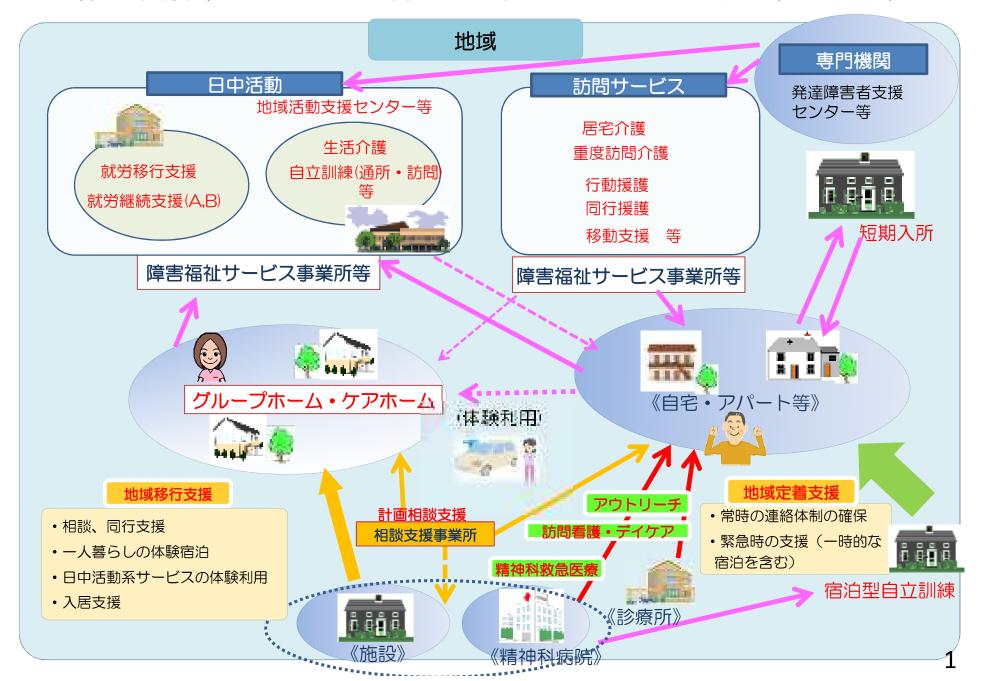
第6回(H25.09.17)

資料2

# 重度訪問介護の対象拡大について

(参考資料)

# (参考資料1)地域における障害福祉サービス等による支援(イメージ)



# (参考資料2) 発達障害者支援センターの地域支援機能強化

発達障害については、支援のためのノウハウが十分に蓄積されていないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっていることから、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制を整備するとともに発達障害のある方の社会参加を促す。

# 発達障害者支援センター (地活事業) 職員配置:4名程度

- ●相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- ●発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- ●就労支援(発達障害児(者)への就労相談)●その他研修、普及啓発、機関支援

#### (課題)

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等の バックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接 の相談の増加等により十分に発揮されていない。

# 都道府県等 発達障害者支援体制整備(地活事業)

- ●発達障害者支援体制整備検討委員会 ●市町村・関係機関及び関係施設への研修
- ●アセスメントツールの導入促進 ●ペアレントメンター(コーディネータ)

# 地域支援機能の強化へ

(現行)地域支援体制サポート※サポートコーチ2名分を積算

₩ 再編•拡充

(4名分)



(新規)地域支援体制マネジメントチーム

発達障害者地域支援マネジャーの配置:6名程度

・原則として、センターの事業として実施 ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

#### 市町村 (継続)

体制整備支援(2名)

全年代を対象とした支援体制の構築 (求められる市町村の取組)

- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及

#### 事業所等 (新規) <del>困難ケース支援(2名)</del>

困難事例の対応能力の向上 (求められる事業所等の取組) 対応困難ケースを含めた

大学大的体に中佐

支援を的確に実施

#### 医療機関 (新規)医療機関との連携(2名)

身近な地域で発達障害に関する 適切な医療の提供

(求められる医療機関の取組)

- ①専門的な診断評価
- ②行動障害等の入院治療

# 発達障害のある方の社会参加を促す

- (経済財政運営と改革の基本方針) 意欲ある全ての人々が就労などにより社会参加できる環境の整備
- (日本再興戦略-JAPAN is BACK) 人材力の強化、障害者の就労支援を始めとした社会参加の支援を推進



	強度行動障害支援者養成研修カリキュラム(案)					
	科目	内容	時間			
		・行動障害をとりまく制度と課題				
	強度行動障害をとりまく制度とサービ スに関する講義	・強度行動障害と虐待	2			
		・虐待防止法について				
		・事例紹介				
		・本研修の対象となる行動障害				
	強度行動障害の特性と障害理解に関 - する講義 -	・強度行動障害の定義				
		・重度最重度知的障害とは/自閉症とは				
		・強度行動障害の歴史的経過				
		・福祉と医療との連携	4			
講		・様々なアセスメントツール				
神		•危機管理/緊急時の対応	0			
義		・行動障害のある人と家族の生活の理解に関する講義				
	みちにも呼ばして赤に明せて誰美	・様々な医療的なアプローチ				
	強度行動障害と医療に関する講義	・福祉と医療の連携について	2			
		・地域における児童の支援				
		・ショートステイを活用した支援	3			
	強度行動障害に対する支援の実際に 関する講義 -	・児童入所施設における支援				
		・成人入所施設における支援				
		・成人期の地域生活支援				
		・地域支援の5つの原則				
		・環境調整の原則				
		・障害特性の理解を中心に	3			
	み 中 欠 計 時 中 の 杜 州 しー こ ー ム	・感覚/知覚の違い				
	強度行動障害の特性とコミュニケー	・氷山モデルで行動障害を理解する				
	ションの理解に関する演習	·グループ討議/まとめ				
		・障害特性の理解 ・医療との連携				
演		・環境調整を中心に				
	強度行動障害の支援技術に関する演 習	・構造化の考え方	3			
習		・構造化の基本と手法				
		·グループ討議/まとめ				
	強度行動障害の事例に関する演習・	・コミュニケーションの理解と表出				
		・様々なコミュニケーションの方法	3			
		·グループ討議/まとめ				
		・ふりかえり				
		合 計	20			

行動援護従業者養成研修カリキュラム				
	科 目	時間		
	行動援護に係る制度およびサー ビスに関する講義	2		
講義	行動援護利用者の障害特性と障 害理解に関する講義	2		
	行動援護の技術に関する講義	2		
	行動援護の事例に関する演習	4		
演	行動援護の支援技術に関する演 習	3		
習	行動援護の事例分析に関する演 習	4		
	行動援護の事例分析の検討に 関する演習	3		
計		20		

# (参考)

# 障害者総合支援法上の規定

#### 重度訪問介護の定義

#### 法第5条3項(未施行分反映版)

この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者<u>その他の障害者</u>であって常時介護を要する<u>ものとして厚生労働省令で定めるもの</u>につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。

#### 検 討 規 定

#### 法附則第3条

政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、<u>この法律の施行後三年を目途として、</u>第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

# 現行の重度訪問介護の基準

# 現行の対象者基準

- 重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者
  - 具体的には、障害程度区分が区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者
  - (1) 二肢以上に麻痺等があること
  - (2) 障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること

また、重度訪問介護対象者のうち、介護の程度が著しく高いものとして重度障害者等包括支援の対象者要件を用いて、15%加算の対象(※)としている。

- ※ 重度訪問介護加算対象者
- ○15%加算対象者:重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者
- 障害程度区分が区分6に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者
- (1)重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものであること。
  - (一)人工呼吸器による呼吸管理を行っている者(筋ジストロフィー・脊椎損傷・ALS・遷延性意識障害 等)( I 類型)
  - (二) 最重度の知的障害のある者(重症心身障害者 等)(Ⅱ類型)
- (2)障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が8点以上である者(強度行動障害等)(Ⅲ類型)
- ○7.5%加算対象者:障害程度区分6の者

# 現行のサービス内容

重度訪問介護は、日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者に対して、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、食事や排せつ等の身体介護、調理や洗濯等の家事援助、コミュニケーション支援や家電製品等の操作等の援助及び外出時における移動中の介護が、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものである。(留意事項通知)

# ヘルパーによる見守り的援助の範囲について

(平成12年3月17日 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)

#### 訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について

訪問介護の介護報酬については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日付厚生省老人保健福祉局企画課長通知)において、その具体的な取扱いをお示ししているところであるが、今般、別紙の通り、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分及び個々のサービス行為の一連の流れを例示したので、訪問介護計画及び居宅サービス計画(ケアプラン)を作成する際の参考として活用されたい。

#### (別紙)

1. 身体介護

 $1-0 \sim 1-5$  (略)

- 1-6 自立生活支援のための見守り的援助(自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる 状態で行う見守り等)
- ○利用者と一緒に手助けしながら行う調理(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む)
- ○入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む)
- ○ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心で必要な時だけ介助)
- ○移動時、転倒しないように側について歩く(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る)
- ○車イスでの移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助
- ○洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。
- ○認知症の高齢者の方と<u>いっしょに</u>冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を促す。

# 現行の重度訪問介護の指定基準

# 現行の資格要件

# 【従業者】

- · 居宅介護に従事可能な者 (介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者 等)
- · 重度訪問介護従業者養成研修修了者

# 【サービス提供責任者】

・ 介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、介護職員初任 者研修を修了した者であって3年以上の実務経験がある者

# 現行の人員配置要件

# 【従業者】

・ 常勤換算方法で2.5人以上

# 【サービス提供責任者】

- ・以下のいずれかの員数を置く
  - a サービス提供時間が1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上
  - b 従業者の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上
  - c 利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上

現行の重度訪問介護は、肢体不自由者をサービスの対象としているため、重度訪問介護従業者養成研修の内容は、肢体不自由者に対する介護が中心となっている。